

久米島町教育委員会指定園変更許可基準

1 指定園変更については、保護者の申し出により基準表のとおり処理する。

2 その他必要な事項は所管課長が定める。

※指定園変更に伴う園児の安全面については、保護者が責任を持つものとし、指定園変更に関しては、希望する幼稚園の運営に支障がある場合は認めない。

承認基準	区分	許可条件	承認期間	必要書類
1	留守家庭	①両親共働き又は、母（父）子家庭のため、親戚等に預けられる場合 ※預かる方も一緒に申請に来てください。（本人確認・意思確認を行います）	卒園まで	・指定園変更申請書 ・指定園変更誓約書 ・預かり証明書 ・勤務証明書又は自営業申告書
		②両親共働き又は、母（父）子家庭のため、保護者の職場で預かる場合		・指定園変更申請書 ・指定園変更誓約書 ・勤務証明書又は自営業申告書 ・園児預かり承認書
2	転居予定	・家屋の建築中で入居が確実な場合 ・アパートや町営住宅等への入居が確実な場合	転居予定の月末まで	・指定園変更申請書 ・指定園変更誓約書 ・転居予定誓約書 ・売買契約書 ・物件引渡し証明書 ・賃貸借契約書
3	兄弟関係	・兄弟姉妹が希望園隣接の小学校に在籍している場合	卒園まで	・指定園変更申請書 ・指定園変更誓約書
4	その他	・教育長が教育的配慮と認めた場合（いじめ・不登園・その他複合的な理由）	その理由の存する期間	・指定園変更申請書 ・指定園変更誓約書 ・理由などを証明する書類（診断書等）

※上記内容は、許可が可能な事由であり必ず許可できるものではありません。

※指定園変更に伴う登園降園における園児の安全管理は、保護者の責任において行われるものとする。

※承認要件に変更があった場合には必ず申請を行ってください。

※申請内容に虚偽があった場合や指定園変更によって幼稚園での生活に支障がみられる場合においては許可を取消とする。

附 則

この基準は、令和8年10月1日から施行する。ただし、施行前の基準によりなされた承認は施行前の基準を適用する。